

佐賀県告示第 301 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 30 年 7 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 (1) 廃止年月日 平成 30 年 1 月 31 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 アースサポート株式会社 代表取締役 森山 典明

所在地 東京都渋谷区本町一丁目 4 番 14 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 アースサポート佐賀

所在地 佐賀市兵庫南一丁目 7 番 24 号

サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護

2 (1) 廃止年月日 平成 29 年 8 月 1 日

(2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア九州株式会社 代表取締役社長 東 善郎

所在地 熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目 3 番 1 号

(3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 セントケア武雄訪問入浴

所在地 武雄市北方町大字志久 2 番 1 号

サービスの種類 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護